

(医療保険)

○訪問看護利用料金（自己負担額）

●訪問看護療養費

●精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）

（自立支援医療）

（保険のみ）

保健師、看護師、作業療法士の訪問 30分未満	週3日までは1日につき	425円	1,275円
	週4日以降は1日につき	510円	1,530円
保健師、看護師、作業療法士の訪問 30分以上	週3日までは1日につき	555円	1,665円
	週4日以降は1日につき	655円	1,965円

●精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）

（自立支援医療）

（保険のみ）

同一建物居住者で 同一日2人まで	30分 未満	週3日までは1日につき	425円	1,275円
		週4日以降は1日につき	510円	1,530円
	30分 以上	週3日までは1日につき	555円	1,665円
		週4日以降は1日につき	655円	1,965円
同一建物居住者で 同一日3人以上	30分 未満	週3日までは1日につき	213円	639円
		週4日以降は1日につき	255円	765円
	30分 以上	週3日までは1日につき	278円	834円
		週4日以降は1日につき	328円	984円

●精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）

（入院中のため自立支援医療適用外 保険のみ）

2,550円

●訪問看護管理療養費

（自立支援医療）

（保険のみ）

月の初日	767円	2,300円
2日目から	300円	900円

●加算

●訪問看護医療 DX 情報活用加算

(自立支援医療) (保険のみ)

●24 時間対応体制加算

5 円	15 円
-----	------

(自立支援医療) (保険のみ)

680 円	2,040 円
-------	---------

●複数名訪問看護加算

(自立支援医療) (保険のみ)

保健師又は看護師に 他の保健師、看護師又は 作業療法士が同行	1 日に 1 回の場合	450 円	1,350 円
	1 日に 2 回の場合	900 円	2,700 円
	1 日に 3 回以上の場合	1,450 円	4,350 円
保健師又は看護師に 他の准看護師が同行	1 日に 1 回の場合	380 円	1,140 円
	1 日に 2 回の場合	760 円	2,280 円
	1 日に 3 回以上の場合	1,240 円	3,720 円

※病状により必要と判断された場合加算いたします。

●夜間・早朝訪問看護加算、深夜訪問看護加算

(自立支援医療) (保険のみ)

夜間 (午後 6 時～午後 10 時)	210 円	630 円
早朝 (午前 6 時～午前 8 時)		
深夜 (午後 10 時～午前 6 時)	420 円	1,260 円

●退院支援指導加算

(自立支援医療) (保険のみ)

600 円	1,800 円
-------	---------

●退院時共同指導加算

(自立支援医療) (保険のみ)

800 円	2,400 円
-------	---------

※ 訪問看護を受けた日に料金をお支払いください。

※ 生活保護・母子医療・重度心身医療・被爆者一般医療については、自己負担はありません。

※ 加算は、病状や状況によって訪問看護基本療養費に追加されます。

※ 療養費の自己負担額は 10 円未満の端数を四捨五入します。

●交通費

ステーションから訪問先まで片道 2 km 以上の場合	250 円
----------------------------	-------

(介護保険・介護予防)

○訪問看護利用料金（1割負担の場合）

●介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。

ただし、所得によっては2割又は3割負担になる場合があります。尚、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、厚生労働大臣が定めた基準に基づく基本料金の全額自己負担になります。公費利用の場合については、定められた一部が自己負担になります。

該当する基本料金とサービス提供体制強化加算に、以下の該当する加算が累計されます。

1割負担の場合		要介護		要支援	
基本料金	訪問看護 I 1（20分未満）	314 単位	314 円	303 単位	303 円
	訪問看護 I 2（30分未満）	471 単位	471 円	451 単位	451 円
	訪問看護 I 3（30分以上 60分未満）	823 単位	823 円	794 単位	794 円
	訪問看護 I 4（60分以上 90分未満）	1,128 単位	1,128 円	1,090 単位	1,090 円
サービス提供体制強化加算（I）		6 単位		6 円	

●サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算（I）：職員（看護師等）の勤続年数が7年以上の職員が全体職員の30%を超える場合及び研修等の参加、看護師等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催等、質の高い人材確保の取り組みに対して6円（6単位）加算されます。

サービス提供体制強化加算（II）：前記（サービス提供体制加算（I））の要件で職員の勤続年数が3年以上の職員が全体職員の30%を超える場合、3円（3単位）加算されます。

●初回加算

初回加算 I：過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険の訪問看護も含む）で、新規に訪問看護計画を作成した利用者で、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に、看護師が訪問をした場合に、350円（350単位）が加算されます。

初回加算 II：過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険の訪問看護も含む）で、新規に訪問看護計画を作成した利用者で、訪問看護を提供した場合に300円（300単位）加算されます。

●退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護医療院や介護老人保健施設から退院又は退所するにあたり、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導・話し合いを行い、その内容を文書により提供した場合に、退院又は退所後の初回訪問時に 600円加算されます。

●夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算

夜間＝午後6時～午後10時 早朝＝午前6時～午前8時	1回につき所定単位数の100分の25を加算
深夜＝午後10時～午前6時	1回につき所定単位数の100分の50を加算

●複数名訪問加算

心身の状態や看護の内容によりケアプランに基づいて同時に複数の看護師等が訪問する場合は、以下の追加料金が必要になります。

所要時間が30分未満の場合	1回につき254円
所要時間が30分以上の場合	1回につき402円